


2022年7月1日から 指定難病の受給者証の 指定医療機関の記載が変わります

- 2022年7月1日以降、佐賀県が発行する受給者証には「個別の指定医療機関の名称」に加えて「難病法に基づき指定された指定医療機関であれば、証に記載のない医療機関でも使用できます」と記載します。
- そのため、「難病法に基づき指定された指定医療機関」であれば、新たに利用する指定医療機関として受給者が事前の申請をしなくても、助成対象として受診できるようになります。
- これまでどおり、受給者証に記載された疾病以外の医療費は医療費助成の対象外です。

2022年6月30日まで




受給者証

病院・診療所	A病院	所在地	○区××2-1
薬局	B薬局	所在地	○区△△1-1
薬局	C薬局	所在地	○区□□3-1

駅前新しくできた薬局を利用したいけど、手続きが必要…

2022年7月1日から



受給者証

「難病法に基づき指定された指定医療機関であれば使用できます」

「難病法に基づき指定された指定医療機関」だから、手続きしなくて利用できる！

《現在発行している受給者証について》

現在発行している受給者証には、「個別の指定医療機関の名称」が記載されています。2022年7月1日以降は、証に記載のない指定医療機関であっても、受給者証に記載された疾病については医療費助成の対象となりますので、公費（54）の適用及び自己負担上限額管理票への記載をお願いします。

既認定者の受給者証については、証の更新にあわせて順次切替を行います。

【問い合わせ先】

佐賀県健康福祉部健康福祉政策課

電話：0952-25-7074